【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2023年6月23日

【会社名】 株式会社PALTAC

【英訳名】 PALTAC CORPORATION

【代表者の役職氏名】代表取締役社長 吉田 拓也【本店の所在の場所】大阪市中央区本町橋2番46号

【電話番号】 06-4793-1050 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理担当 野間 正裕

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区本町橋2番46号

【電話番号】 06-4793-1050(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理担当 野間 正裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月23日開催の当社第95期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日2023年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役12名選任の件

取締役として、糟谷誠一、吉田拓也、野間正裕、嶋田政治、山田恭嵩、左近祐史、大石歌織、 織作峰子、乾新悟、吉武一郎、髙森龍臣及び服部明人を選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、新谷尚志及び疋田鏡子を選任するものであります。

臨時報告書

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	決議事項	賛成(個)	反対 (個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案						
糟谷	誠一	510,259	87,647	-	(注)	可決(83.90%)
吉田	拓也	544,647	53,260	-		可決 (89.55%)
野間	正裕	566,838	31,072	-		可決 (93.20%)
嶋田	政治	566,836	31,074	-		可決 (93.20%)
山田	恭嵩	574,130	23,780	-		可決 (94.40%)
左近	祐史	565,576	32,331	-		可決 (92.99%)
大石	歌織	568,763	29,147	-		可決 (93.52%)
織作	峰子	550,629	47,281	-		可決 (90.53%)
乾翁	新悟	568,304	29,606	-		可決 (93.44%)
吉武	一郎	568,288	29,622	-		可決 (93.44%)
髙森	龍臣	568,287	29,623	-		可決 (93.44%)
服部	明人	576,219	21,692	-		可決(94.74%)
第2号議案						
新谷	尚志	596,302	1,608	-		可決 (98.04%)
疋田	鏡子	597,871	40	-		可決 (98.30%)

上記のとおり、取締役選任議案における一部取締役につきまして、相当数の反対票が投じられております。機関投資家との対話、並びに複数の機関投資家及び議決権行使助言会社の議決権行使基準等にもとづき分析を行いました。当社は支配株主を有する上場子会社であるため、取締役会における独立社外取締役の構成比率について過半数を求められているところ、本総会終結後の当該構成比率が50%であることが主な要因と分析しております。

こうした分析結果をもとに、独立社外取締役の構成比率向上に継続して取り組むとともに、本日開催の取締役会において、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為等が発生する場合に、取締役会に対し答申を行う機関として、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する特別委員会を設置することを決議し、公正性、透明性、客観性の確保に努めてまいります。

- (注)議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権 の過半数の賛成を要します。
- (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上